

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 27年 7月 15日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院宮の東町2番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社堀場製作所 代表取締役社長 堀場 厚 電話 075 - 313 - 8121					
主たる業種	分析機器製造業				細分類番号	2 7 3 5	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年 4月から平成29年 3月まで						
基本方針	全社的な省エネ・省資源活動(機器設備類の高効率化機器への更新、運用面での社内省エネ活動の実施)による生産高原単位CO ₂ 排出量を年平均1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	役員を筆頭にしたエネルギー管理体制の下、省エネ委員会事務局(総務部)が主体となり、各現場と共に高効率設備への更新を含めた省エネ計画に沿って活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,906.2 トン	5,680.9 トン			-3.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,840.6 トン	5,680.9 トン			-2.7 パーセント	
実績に対する自己評価	夏場、冬場の節電活動は政府の各削減目安値に基づき、全社で継続取組中。本社工場の建物再整備計画が立ち上がり、部署移転のため一部の研究設備が本年度末に停止したこともあり、前年度の使用量を下回った。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高/億円)	24.22	19.76			-18.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価	上記の排出実績評価の要因によるエネルギー使用量の減少並びに、業績が好調であったこともあり生産高が増加(前年比19%増)したことにより原単位が大幅に改善した。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	111.0 パーセント	117.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	本社事務棟(21号館)及び1号館の2灯式蛍光灯照明の経年劣化に伴い、1灯式LED照明に照明器具ごと更新(計494箇所)実施済み。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	原則マイカー通勤禁止。 社内ネットワーク上での「マイカーデー」啓蒙。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	原則マイカー通勤は認めておらず実態把握困難のため、呼び掛けのみ実施。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	製品のライフサイクルに配慮した環境適合設計を推進しています。「たんとおさがり京都府産」施設認定で、社員食堂の地産地消を積極的に推進しています。学校などへの環境出前授業を継続して実施するほか、市・府が提唱するライトダウンキャンペーン、ノーマイカーデーの活動に参加しています。						
特記事項	本年度より本社工場内建屋の再整備工事が順次開始され、工事・移転の関係で今回は前年度排出量を下回ったが、次年度以降は移転先でのエネルギー使用が加算されるため、本年度より排出量は増加する見込み。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。